

明確でなく、統計等に実態が反映されない（参考：児童相談所が最初に受理したケースは送致が不要等）。

- ・ 学校教育機関との連携が難しい。
- ・ 本市においては、教育部門に統一されたので、学校まで入っていけるようになり、学校との連携が進んだと思う。昨年だったら、学校は敷居が高すぎ連携がとりにくかった。
- ・ 情報共有化が困難。関係機関との日程調整が困難であるため、適切な支援策を見出せない、フォローが遅れてしまう。担当部署、担当者があいまいになることがある。
- ・ この中に教育関係（学校等）は無かったのですが、学校によっては情報がなかなか出てこない傾向にあるところもあり、要保護が遅れる可能性があるように感じている。民間医療機関においても、「個人情報だから情報提供が難しい」等、情報提供を受けにくい場合もあり、苦慮している。
- ・ 仕事（役割）の分担、日程調整。
- ・ 守秘義務に関わること。速やかな安全確保。
- ・ 連携の体制がなければ成り立たないと思う。当市ではケース検討会などへの関係機関の協力体制やフットワークは良好だと思う。それだけに事務局が会議開催の頻度、内容等を見極めなくてはいけない。
- ・ 子育て支援課、健康課、教育委員会等では連携の必要性を認識し、密に連携を取り合っているが、一部の保育所、学校等でまだ連携の必要性を理解してもらいにくいところがある。児童相談所との役割分担が不明確で今後、ケース対応の中で一定のルールを作る必要があると考える。
- ・ 要保護児童及びその家族に対応する上で、部署間の情報の共有は必要不可欠ではあるが、それぞれの立場や考え方で対応に温度差があるため、スムーズな役割分担がしづらい場合がある。
- ・ 現在、保健福祉課で対応しているため、保健センター・保健師は同じ課の職員であるが、合併により別々の課となり連携の取り方がむずかしくなってしまうと考えている。
- ・ 当初、市町村と県の業務（役割）分担が明確でなかったが、相互に話し合いを重ねるごとにお互いに協力していく機運が高まり、現在、以前に比べ、情報の共有化が図られるまでの状況となってきた。
- ・ 市と児童相談所の実務上の役割分担が明確になっていないこと。
- ・ 市町村では体制整備が遅れている。
- ・ 専門的な人員不足。
- ・ 児童相談所の場所が遠く、不便である。
- ・ ネットワークはあるが、なかなか相互理解に基づく十分な連携、機能が発揮されて

いない（関係機関の援助のスタンスの違い、温度差などで）。相談業務全体に係る人的不足。

- ・ 責任の所在が不明確になることが懸念される。機関間に「温度差」があり、意思統一を図ることが難しい。
- ・ 児童福祉関係の機関・施設とは連携がとりやすいが、教育機関、特に小・中学校が情報を提供しなかったり、行政に「おまかせ」の状態になったりした経験がある。
- ・ 民間団体との連携が図りにくい。守秘義務が課せられているため、どこまで相談してよいものか、どこまでの範囲の団体に協力を求めているものか分かりにくい。
- ・ 児童虐待（急な対応が求められる場合）に対する経験不足。「個人情報保護」と言われ、（同じ役場でも）すぐに知りたい情報が手に入らない事がある。
- ・ 児童相談所及び県福祉機関との関係がむずかしい。市町村が主体となって進めるべき事案と児童相談所が主体となるべき事案の区分化。
- ・ 町の段階では人的、財政支援が不足していると思う。しかし、行政のみの負担では限界があり、各家庭のあり方を提唱していくことが重要と思う。
- ・ 市町村が窓口といっても、各機関との連携がとれていなければうまくいかないと思う。小さい町で連携はとりやすいが、定期的な会議の場での検討も必要だと思う。
- ・ 当町において、児童相談所及び福祉センター（町であるため、福祉事務所がなく、家庭児童相談員など生保世帯のCW、女性指導員がいないため、県の地域の福祉センターが担っている）につなぐことが多い。地域で思っている状況と温度差があり、二の次になってしまう。動かなければ、町に指導やアドバイスをより細かくする必要性がある。
- ・ 法改正によって市町村の役割・責務は大きくなったはずが、問題解決へのアプローチとしては、改正前とほとんど同じ体制で対応することになっている。当事者へのアプローチは権限があっても、なかなか難しい面もあるが、市町村へも何らかの権限がもてないものか。
- ・ 今まで担当していないことと兼務による業務の多さから、瞬時の判断を迫られた時、相談相手として児童相談所を選びたいが留守が多く相談しにくい状況である。
- ・ 機関又は部署によって連携方法等の認識が違うため互いの機関を理解できず、方向性がまちまちになってしまう。児童相談所が後方支援になったことで、方向性が決まりにくい。
- ・ 児童相談所との役割分担において、やはり詳細なマニュアル等が必要だと思う。
- ・ 本町の場合、専門の知識を有している者がいないので、保健師の判断にゆだねるところが大きく、体制が整うまで時間がかかりそうで困っている。
- ・ 児童相談所に相談することが多くなったが、対応する場合としない場合の差がある（担当者によるかもしれないが）。初めて、市町村が窓口となり対応することに戸

惑いを感じることが多い。

- ・自治体の事務量や責任が増えた。
- ・法律が改正され、数回の研修の後、事務は市町村が窓口になったが、調査（立入調査等）権は県にあるままであるため、表面的には市町村で事務をするが、実情は県に確認の上、事務をすすめていかなければならない。
- ・法改正前と変わらず、児童相談所との連携を保っているが、児童相談所の業務が多忙となる中、即時的、的確なアドバイスを受けられないことがある。
- ・児童相談の窓口を市町村が行うこととなったが、専門の担当者はいない。窓口を行うのであれば、専門の職員を配置するように法で決めてもらわないと、事務職員では対応は不可能。
- ・市町村では専門スタッフ（心理療法、判定に関する専門職員）の配置が困難であり、委譲されても対応できない。
- ・子育て支援ネットワークや要保護児童対策地域協議会に参画する立場の方々の認識度や理解度、必要性などについて差がある。
- ・県・市どちらが主体的に動けばよいのか、ケースバイケースだが、はっきりとしなくなってきた。改正児童福祉法の内容について、明確に分かる市職員がいないことで、今後、どう事務展開したらよいものか困っている。
- ・要保護児童対策地域協議会は個別支援会議等において児童相談所とは強い連携を保ちながら運営されているが、一時保護に関しての「緊急性」に食い違いがあり、虐待の予防の面（生命を守る面）からは不満である。
- ・ケース会議の開催については児童相談所の指導の下で行っている。市独自の判断でケース会議を開いたり関係機関に呼びかけることはない。
- ・児童相談所との役割分担をする中で、協議や送致をやりとりする回数、時間を多く持った。児童相談所のSV機能を、もう少し示してほしいと思う。虐待以外の相談受付窓口が多数あり、役割分担、調整、連携が不十分である。要保護児童対策地域協議会設置にあたり、各関係機関、その他相談機関（児童福祉施設、NPOを含む）との連携をどう持っていくか課題がある。
- ・民生委員児童委員に協力していただいているが、守秘義務をどこまでやっていただけるか、どこまで線を引くのか判断が難しい。
- ・まだ、組織的な連携が確立しておらず、要保護児童対策地域協議会の成立を含み、今から課題である。
- ・児童相談所から市町村への窓口一元化は、一方的に“市町村が受けなさい”的に流れてきて、後方支援という名のもとに児童相談所が遠くに下がりすぎてしまったように感じる。福祉事務所を持たない町村ではケースワークのできるワーカーもいないし、専門職もいない。ただ、相談を相談したいだけなのに児童相談所から“やっ

てください”ではケースワークは困難。学ぶチャンスすら与えられないのだろうか。

- ・ 法改正前と比較し、児童相談所との連絡が図れなくなっている（担当者間）。法改正に伴い、法改正前より連携強化を図るべきだと考える。
- ・ 夜間・休日の対応を市町村に求めてもすぐには難しい。児童相談所の現在の夜間・休日対応の状況を踏まえ、市での体制を検討する必要がある。また、介護保険制度導入の際は準備が充分なされてのスタートだったように思うが、今回の児童福祉法改正に伴う児童家庭相談の市町村業務については、見切り発車の感がある。市町村窓口配置する職員や職員研修、夜間・休日対応などについてももう少しきちんとしてからスタートすべき。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を組織する際、委員数や構成メンバーの情報（同規模の自治体の情報等）が少なく、躊躇している（人数が多くなると開催日程の調整が難しく、少ないと必要な団体に依頼していない気がする）。
- ・ 関係機関の障害等に関する知識が乏しかったり格差があるため、会議を行ったり、連絡しても充分伝わりにくいことがある。
- ・ 改正された事は知っていても、どの点が改正されたのか認識されていないように感じる。
- ・ 児童相談所に対して、以前に比べ気軽な相談がしにくくなった。
- ・ 要保護児童の相談については、法的対応の必要の有無にかかわらず、市町村と児童相談所が協働した形で対応しているが、それぞれの役割分担が明確化できない部分もあり、対応範囲の判断が難しい面がある。
- ・ それぞれの機関との連携は大切であると思うが、どこの機関についても多忙であるため、ケース会議などの日程調整が難しい現状である。
- ・ 児童相談所等他機関との連携は強まった感じはするものの、小規模町村で対応していくためには、職員の配置や財政的な部分で困難であり、支援が必要である。
- ・ 連携していくうえで情報量はなるべく多いほうが全体を把握しやすいと思うが、その際、守秘義務、個人情報等の理由で知らせてもらえない場合がある。
- ・ 本市の相談を担当する職員の力量、受理会議などの組織としての力量がいかに高められるかが全体に強く影響するが、小さな市町では、担当する業務が種類・量ともに多く、結果的に広く浅くなってしまうため、児童相談のみに集中することができない。連携の意味、内容、方法等がケースバイケースで、経験値を高めていく必要があるが、時間の確保に制約がある。
- ・ 平成17年4月以前に児童相談所が担当していた終決ケースが新規にケースとして挙がる場合に、過去の経緯について把握ができておらず、対応に手間どることがあった。
- ・ 児童福祉法改正後も状況に変化はないため特にない。

- ・ 市町村が虐待通告の窓口となったことで、市への虐待通告件数が増えているが、児童相談所に送致すべきケースが市でかかわるべきケースかの判断が必要となる。児童相談所への送致や援助依頼について文書で行うこととされたが、援助依頼の位置づけがあいまいな感がある。
- ・ 合併しないと決めた小さな町である。県などから次々と業務が下りてきたり、仕事は増える。しかし、退職者はあっても採用はなく、職員数はどんどん減っているところに、介護保険での直営の包括支援センター・障害者自立支援法など業務は増える一方。正直言って、行政の方が納得いくような関わりができていないのが悩みである。
- ・ 市町村の業務責任（通告を受ける等）が重くなったが、市町村の役場は強化（人的な面、職員のスキルアップ）等が図られることもなく、「迷いながら」日々の業務に当たっているような状態である。
- ・ 法改正が先行して、体制、技術が追いつかない。
- ・ 既存のネットワーク体制をどのようにうまく活用していくか、現在も検討中である。
- ・ 児童相談所は後方支援と言うことになり、以前に比べると、連携がぎこちなくなり、当市の対応と児童相談所の対応が異なり、ケースへの足並みがそろわない場合が出てきた。どこの機関も暗中模索の中で、各機関との連携をおこなっている。
- ・ 本市では、法改正以前から、児童虐待防止ネットワークを設置し、関係機関との連携強化に努めているが、民間医療機関への協力依頼に行ったところ、面談料を要求されたケースがあるなど、医療機関との連携に苦慮している。学校現場との連携で、スムーズに行かないケースもある。
- ・ 平成17年3月に小城市4町が合併し、小城市となり、福祉事務所を設置した。児童福祉法改正時期と同じなので、改正前後の変化についてはわからない。相談体制としては、平成17年3月に母子自立支援員、平成17年4月に家庭児童相談員を配置し対応している。今後はネットワークを強化し、連携を図りたい、相談体制の強化に取り組んでいきたい。
- ・ 町の児童福祉担当と県児童相談所と県福祉事務所（健康福祉センター）との連携が不可欠だが、上手に機能していない。
- ・ 問題の深刻さ、緊急性の捉え方が、関わる機関により、温度差があり、うまく支援につなげられないことも少なくない。
- ・ 虐待の通告先として、市町村が受付し、相談することとなり、ケースによっては受理会議などで、緊急性を求められることもあり、継続的な訪問の中で処理していく（対応していく）ことが大変である。児童相談所では落ち着いてからそのケースを終結するのに期間が短くなり（虐待を繰り返すことも多いので）、市町村としては終結していないので、実際抱えているケースが多い児童相談所に送致する場合もあ

るが、ある程度こちらで調査して、また、児童相談所でも再度聞き取りをしたり、書類上のやり取りも多く、問題がすぐに解決しない。うまく機能していない。

- ・ 窓口が専任でなく、一般職が異動により担当する現状であり、実務経験を得ることが難しい。
- ・ 小規模自治体のため、児童福祉司等の専門職がないこと。
- ・ 専任職員が配置されていないため、充分に対応できない。
- ・ 市町村の相談機関の立場としては、市町村の専任として受け止めていく努力が必要となるが、スタッフが少なく、大切な子どもに対する、つきつめた調査等が難しくなっている。
- ・ 提出書類、統計等が繁雑で量が増えた。
- ・ 当市では、改正前も改正後も何かあれば児童相談所に連絡を取って指導・助言を仰いでいるが、改正後は遠慮しつつというところがある。内部での連携はまだまだ充分できておらず、しかも平成18年1月に他市と合併し、支所となるので、どのように連携を考えていくべきか悩んでいる。特に学校教育課に教職員がいなくなることで不安は大きい。
- ・ 改正以前より関係機関との連携を図っていたので、取り立てて困っていることはない。
- ・ 体制はできているが、互いの動きが見えない部分もある。
- ・ 困っていることは特にない。児童相談所が今までの実績があるので、研修等から市町村への期待することやバックアップが今まで以上に欲しいと感じる。
- ・ 児童相談所との関係が希薄になっていくこと。市町村の児童相談体制及び、虐待対応等の体制がすぐには整わないこと、また、その財源の確保について、国・府等の支援がないこと。
- ・ 児童相談所との連携は、最終的には市で担いきれない。ケースのみ対応することとしているが、それでも県下に2か所（熊本市、八代市）しかなくなかなか難しい。
- ・ 市においても連携を深めにくい部署がある。

5) 昨年度の調査結果（市町村委譲の適切性）を見て、感じること

- ・ 重度、緊急のもの、専門的な対応や措置権を伴うものは、現状で市町村委譲を行うのは困難である。改正児童福祉法による、市町村の実施体制の整備や機構改革なしには委譲されても対応できない。実施するとすれば財源の措置が欠かせない。
- ・ 相談・援助については「適切」、「どちらともいえない」を合わせると、概ね50%以上であるが、児童相談所が行う権限についての適切性については、低い数値であるように思われる。
- ・ 不適切の割合が困難なケースより専門的な技術、知識、経験を要する事例に多いと

感じ、小規模な市町村ほど、委譲に対して対応が困難になっているのではないか。

- ・ 「適切」、「不適切」とは、事務の主旨や性格、付与された権限に鑑み、市町村で行うことがより実効を期待できるということで、「可能」、「不可能」とは別個の概念であると理解する。その意味で表3と併せて見て、専門的な能力や法制上の権限が必要な事柄について消極的な回答が多いのは仕方ないことと考える。
- ・ 権限委譲を伴うか否かが如実に表れていると感じる。
- ・ 各市町村ともに、虐待・非行の重度なケースへの対応や一時保護など専門性を必要とする対応について、市町村委譲は適切でないと考えている。
- ・ 市町村委譲が20%以上の割合で「適切」と答えた項目については、市町村で適切と考える。4月から児童相談所と連携し、家庭教育室は第一義的窓口として、機能している。ただ、「障害・育成相談・援助（軽度）」が「適切」と答えた%が高いが、軽度ほど、保育園や学校と連携し、継続的援助支援体制が必要であるため、まだまだ難しい状況である。重度はどちらかといえば福祉部門の連携体制で援助できるので市町村で十分可能であると思っている。
- ・ 家庭との関わりを持つ機会が多い市町村において行う支援としては、情報収集、軽度の相談、援助が効果的である。しかしながら、専門的な技術と知識を伴うものについては市町村の事務員が対応するのは困難であり、適切な対応ができない。市町村において相談体制を確立させるためには専門員の導入が必要不可欠である。
- ・ 連携機関等の職員が多忙なため、連絡や日程調整等が大変である。
- ・ 家庭児童に関する相談支援については、比較的軽度なケースは市町村の対応が適切と思われるが、専門的な指導が必要な場合は児童相談所の支援を受けるのが妥当と考える。立入調査に関しては難しい（職権との関係）。
- ・ 虐待の通告・その他軽度な相談援助については市町村が担うことが妥当と感じる。障害相談・養護相談・虐待相談・非行相談は、重度のものについては、児童相談所で処理がなされることは妥当だと感じている。立入調査・職権一時保護・心理療法・専門的継続的支援・施設入所措置・里親関係については。権限やそのノウハウがないので、市町村では実施が難しく、引き続き児童相談所で実施するのが妥当と思う。
- ・ 重度の相談・援助に対しては、経験や専門性が求められるが、このために専門の有資格者を配置するには至っておらず、市町村窓口での戸惑いが感じられる。
- ・ 養護、虐待、非行相談（中、重度）は市町村での対応は困難と考えられる。市町村によっては、対応できる必要な職員（児童福祉司）の確保ができていない。
- ・ 虐待相談を小さな町で対応することや職権一時保護、立入調査等についてはかなり難しい、無理なことを痛感した。是非とも県制度にもう一度戻すべきである。合併していない町への押し付けは著しい不合理を生み出している。

- ・ 「適切」、「どちらともいえない」「不適切」等の回答の割合は妥当だと思う。
- ・ 一定以上の規模を有する市においては可能であっても、小規模な市及び町村においては、人材の確保、経済等の問題から専門性を要する相談への対応は困難がある。
- ・ 市町村委譲により軽度な対応については、すこしずつ取り組んでいる様子がわかった。相談業務の大変さが伝わった。
- ・ 障害・育成・虐待・非行、すべて軽度は市町村、重度は児童相談所という役割分担は難しい。市町村の窓口がもっと周知されると軽度から重度まですべての情報、相談が市町村へ入ってくる。このケースは重度だから、児童相談所へつなげようと思ってもなかなかつながらないので、28条申立ケース等以外は、市町村で持ち続けることになる。こういったケースが95%の立入調査・28条ETCの権限もなく、日々支援し続ける状況は、市町村の負担が大きすぎる。今後、府県の役割分担をどう考えていくのか、市町村がどこを担うのか。更なる検討が必要と思う。
- ・ 相談援助などについては各自治体とも「適切」「どちらともいえない」にかなりの割合を占めているが、公権力の執行をする立入調査や職権一時保護などの市町村への委譲には不適切という判断は本市と同じである。
- ・ 全てにおいて「適切」という答えが少ないものは、組織体制と人員の数の問題が大きな影響を与えていると思われる。
- ・ 小さな自治体にとっては専門性の高い業務を委譲することについて、適切とは言えないのではないかと思える。
- ・ 小規模市町村のため専門の担当者がいないので、市町村での対応が適切と感じている数が多いことに驚いた。
- ・ 28条申立、立入調査権など強制力の伴う権限については、委譲の適切性は「ない」という回答が多いが、体制の強化と事業の円滑化と合理化を図る上で、当権限はセットになるものと思える。ただ、市民とより近い位置にいる市行政として、当権限を持つことは、市行政サービスを遂行するうえでは、マイナス要因になるかもしれない。
- ・ 児童虐待相談や非行相談の重度のものについて、「不適切」との回答が多いため、児童相談所や関係機関との連携が不可欠と考えられる。
- ・ 市町村でできる業務は相談・援助に重きがあり、法的措置は県にある。市町村と県との温度差を業務の中で感じる。
- ・ 各種相談・援助とも軽度のものについては、概ね対応できているが、重度の相談・支援となると対応が困難になっていて、適切とは思えない。
- ・ 重度の諸相談（障害・育成・養護・虐待・非行）について、「どちらともいえない」と「不適切」が多いのは、制度が変わったが、諸相談に携わる資格等を有する人員を配置するまでには至っていないためと考える。

- ・ 児童だけでなくその他の業務も多く委譲されるため、仕事量から言っても不適切だと思う。なんでもかんでも地方自治体にやらせるべきではない。地方自治体は職員も減らされる中、仕事を持ちすぎだと思う。財政面からも給料が減る中、仕事が増えるのは矛盾している。
- ・ 第一義的窓として市町村が対応することになったが、町村の場合、人事異動で短期間で職場を変わるため、専門的知識を得た頃には異動しなければならないことが多く、継続して一定のレベルを保つことが難しい。「重度」業務の「適切」数値が低いように思う。
- ・ 専門性や権限のある職員が市町村に配置されなければ、適切な対応は十分にできないということが伺える資料だと思う。
- ・ 虐待をしている親への専門的継続的な支援を児童相談所がプログラムを組んで対応の一つとして義務付けると良いのではないか（アフターケア）。
- ・ 専門相談員の配属が必要。市町村は児童相談所のような専門機関ではないので、重度の相談、特に養護や虐待に関する相談は対応に限界がある。司法が関与してくるようなもの、専門的な判定や保護、入所等は職員体制から考えても不可能と思われる。
- ・ 判定等を含めたより専門的な対応は市町村に委譲されてもかなり困難な面があるように感じる。
- ・ 相談支援に対する情報提供はできても、一時保護、判定など専門的知識、人事体制など整っていないと思う。
- ・ 立入調査、一時保護等の専門機関が必要なものや、重度の相談・援助等は市町村への委譲が難しい現状である（軽度の相談・援助や情報収集等は市町村で対応することも可能だと考える）。
- ・ 軽度の相談においては市町村でも、積極的な対応の認識、努力はするが専門的判断、支援に関しては現時点では課題が多い。
- ・ 虐待相談については、専門性が求められ、市町村での対応が難しいと考えていたが、数字的にもこれが裏づけられており、他の市町村の担当者も同様に感じていることがわかった。
- ・ 情報収集や軽度の相談・援助は市町村で対応できるが、専門性を必要とする相談や重度になってくると、専門家がいなかったり専門の施設がなかったりで、難しいところがあると思われる。
- ・ 小規模市町村では対応しきれない場合があり、福祉の公平性から県が対応すべき事業が多いと感じる。アンケートの結果は、もっともだと感じる。
- ・ 重度の相談には、小さな市町村では手に負えないのではないかと。
- ・ 心理職に対するニーズが高いと感じた。心理療法は市町村では難しいと思われる。

- ・ 当市では1件、里親申請しているが、支援としては適切であると思う。また、子ども相談センターとの連携の中で、支えていくことができている。
- ・ 立入調査以降の下欄については、法的に市町村の権限がないので難しいと思った。
- ・ 里親制度の充実が望まれる。
- ・ 重度の各種相談・援助及び立入調査以下の項目に対する数値が低いことから、これらの対応については現状の体制では困難と感じている市町村が多いのではないか。
- ・ 虐待など緊急の対応を要することがあるものについては、軽度・重度に関係なく専門機関の判断を行うべきである。
- ・ 町においては、人材不足により事務体制がとりにくい状況にあり、担当する職員に負担が増える一方である。相談する児童相談所も人員不足で担当者にも連絡がつきにくい状況である。そのため、町への委譲については、相談や軽度のケースには対応できるかもしれないが、大半が困難と思われる。
- ・ 軽度又は第一段階の相談等の窓口としては、市町村でも対応可能と思われるが重度のケース等については、対応のノウハウを持つ児童相談所や専門機関が関わらないと適切な対応ができないと思う。
- ・ 虐待相談については、専門スタッフのいない市町村については、権限もないことから、難しいと感じている。
- ・ 地域の特性を活かした情報収集等については市町村の役割が大きいですが、各種相談の重度又は専門性が求められる分野は全体的なレベルを保つためにも、都道府県又は国が行うべきであると考えている。
- ・ 専門性や経験上のノウハウが絶対的に市町村は劣っていることから、委譲前に数年の経過措置期間を設け、研修等を行い、十分な実施体制を準備してから委譲すべきだったと考える。
- ・ 判断に困っている感じがする。
- ・ 職権一時保護や心理療法、里親委託など専門的機関で行ってもらうことが大切だと思う。市町村で家庭支援を行っていかうとする場合、両方のことをすると支援しにくい。相談窓口や継続的な支援については、市町村に委譲したほうが、住民サービスを身近で受けることができるので良いと思う。
- ・ 緊急や重要な件は市町村では、今のところ専門職を配置していないので対応できない。
- ・ 「住民に身近な市町村で」がキャッチフレーズのように感じがある。響きの良い言葉ではあるが、国や道の財政難、世論非難を軽減するためとしか思えない。小さな自治体では専門性は疑問が残るものの、随時、これら問題の窓口を取り扱っていると考えている。
- ・ 市町村の判断が困難なケースにおいて、取り扱いが難しい。

- ・ 一時保護や心理療法等、専門分野やマンパワーが必要な部分は市町村対応は難しいように思う。
- ・ 相談・援助における重度ケース・虐待・非行、また、心理療法・里親指導等の専門性を必要とする対応については、市町村では適切でないという考えが強いと思う。
- ・ 軽度な相談や援助、情報収集、情報提供等は市町村でもよいが、重度の相談や援助、療法、保護、申立等はやはり専門的な機関との連携や指導が必要で市町村のみでは無理がある。
- ・ 市町村委譲が多すぎる。
- ・ 結果の通りと思う。情報収集をしたり、相談は受けることができても専門知識や指導能力が必要となるので、援助までは責任をもってできないと思う。
- ・ 虐待や非行相談・援助（軽度）が適切と回答されておられる市町村が思ったより多いと感じました。
- ・ 適切性については、わからない部分が多い。
- ・ 市町村委譲は内容によっては厳しい。
- ・ 市町村委譲が適切であるものと、そうでないものがあるため、要保護児童すべてをまとめて委譲するかしないかの二者択一には疑問を感じる。
- ・ 市町村担当が専門職対応でないこと、児童福祉法にもとづく各種機能（一時保護、各種措置）については、法改正後も大半が都道府県のものであり、実施体制そのものにさほどの違いが見出せない。また、権限委譲が市町村に対してなされても、相当の準備期間がないと事務執行が適切にできないおそれがある。
- ・ 専門の職員を置いていないので情報収集ぐらいしかできない。
- ・ やはり市町村（特に小規模町村）では対応が困難な項目が多いと思う。
- ・ とても正直で現実的な数字。各自治体は規模が全然違うため、同一の調査には疑問を感じる。
- ・ 情報の収集や発信はある程度、進んでいるのであろうが、その他の支援体制が遅れていることに驚いている。早急に支援体制の充実施策を講じていく必要があると考えている。
- ・ 妥当な数字である。
- ・ 身近な子育て支援窓口としては適切であるが、障害児や児童虐待については専門機関である児童相談所が適切。
- ・ 市町村での相談・支援ケースと児童相談所での相談・支援ケースの役割分担を考えた場合、適切性を考慮したのではないかと思う。
- ・ 市町村の役割は、基礎的な情報収集と相談窓口を担っている。実際問題、専門的な部分は小さな町では対応不可能である。これぐらいが限界か。
- ・ 多くが、比較的軽度の相談、援助に関しては、市町村での対応が適切と考えている

ことがわかるが、どちらともいえないという回答も多く、軽度、重度の判断そのもの（アセスメント）が、難しいのではないかと思う。

- ・ 相談に関する窓口としては、広報やパンフレット等で知ってもらえる方法はとられている。相談も育成（躰）、非行、不登校、虐待、家族等の内容や受付経路は一応適切に行われていると思う。療育的な相談等は保健センターや市の保健師、生活支援センター等と連携をとり、教室でのサポートや紹介等で早期に対応できるように心がけている。
- ・ 各市町村において、全般的相談事項には対応できても、なかなか専門性の必要な事項は難しいことがわかる。
- ・ 回答では、市町村委譲が適切という数字が多いということで、児童福祉に対する現状の問題への対応は市町村が適切ということで納得はできるが、その市町村の対応不備が本市をはじめ、遅れているというのが現状である。
- ・ 全体的には妥当な回答傾向とを感じる。情報収集や情報提供については、市町村業務が適切と思われるが、一方でどのような種別の相談であれ、重度ケースについては措置権のある児童相談所の対応が適切と思われる。
- ・ 「適切」が過半数を超えたものが3項目しかなかった。不適切ではないけれど、市町村できちんと対応できるかという点で不安を感じていると思われる。ケースに学び、ケースとの関係性の中で組織と権限を分担しながら一緒にやっていくことが必要と思います。
- ・ 「どちらともいえない」の数値が高いことは、市町村にとって法改正に対する不安があると思われる。法改正の必要性は理解できるが、市町村の実情（体制整備）に対する配慮が感じられない。
- ・ あらゆる相談対応については、児童福祉法が改正になる前から市町村の窓口業務や事業でやっており、市町村委譲については30～50%の市町村で適切という結果になっている。ただ、重度のケース対応については、市町村委譲はどちらともいえない・不適切という答えが多く、今後、児童相談所等との連携体制を充実していく必要がある。
- ・ 事例（ケース）が重要になる可能性のある事務については、専門職がない市町村にとって委譲が適切とは言えない（人事異動等があり、対応できない又は遅れることが考えられる）。
- ・ 立入調査や職権一時保護等、従来から児童相談所で行っている業務については、委譲について、若干、適切であると回答されているが、適切とは思えない（措置等も）。
- ・ 規模が様々な市町村において、どこまで専門性を確保・維持できるか。何とかできたとしても、市町村によって地域格差が生じてしまうことになり、結果的に公平性

が保てなくなるといふことにならないかと危惧する。

- ・ 「不適切」の値が高いものは、児童相談所が担っている部分。市町村では専門性を有した職員がいないため、児童相談所を頼らざるを得ない。しかし、地域で発生している問題に関して情報収集する中核として市町村は適切に役割を果たす必要がある。地域性や相談者への個人的な配慮がなくては、支援、援助が適切に行われぬことも考えられるので、関係機関と連携をとりながら、業務を進めていくことが肝要と考える。
- ・ 情報収集や軽度の相談については問題はないが、立入調査や職権保護など児童相談所の権限として明記されている事柄については、法的にも実際のケースの取り扱い経験の豊富さからも、児童相談所が行うのが適していると考えられ、数値にも結果として表れているのではないかと。
- ・ 障害相談・援助の項目の他、軽度又は重度との区別があるが、何を持ってその判断をするのか疑問であり、困難と思う。また、その回答結果が「適切」と「どちらともいえない」に分かれるところに市町村の体制が整備されていないように感じる。
- ・ 立入調査や一時保護など強権的な権限については、市町村では不適切との意見が多いのも、もつともであると思う。
- ・ これまで児童相談所が担っていた一部分を市町村が担うことになったが、相談のみを受ける機能のままで対応している状況が伺える（当市も状況は同じ）。当市は虐待の重度のものや、施設入所の調査等もすでに対応しており、人員も技術も未熟なままで厳しい。
- ・ 障害・育成・虐待・非行・保健相談、いずれも重度になると対応が「不適切」の割合が高くなっている。重度の相談は、対応についてサポートが必要である。虐待の立入調査～専門的継続的支援に至るまで、「適切」の割合が低く「不適切」の割合が高い。「不適切」の割合が高値のものについては、市町村での対応の限界が感じられる。
- ・ 障害者自立支援法でわかるように、市町村の役割が大きくなっていく中で、「障害相談・援助」も市、相談支援事業所が大きく関与する必要があると思う。ただ、判定義務等が県であることから、連携を密にしないと困難なものにとらえている。
- ・ 子ども家庭福祉に関することとしての項目の多さと、範囲の広さに改めて驚いた。相談窓口の一本化として、市役所に子ども家庭福祉に関する相談員を設置。実際に一時保護や判定・心理療法を行うというよりは、関係機関との連携を主に、コーディネーターの役割を担うイメージを持っている。
- ・ 軽度相談・援助については市町村での対応が即時に可能であり、適切と思われるが、重度又は里親、立入調査、専門的支援においては委譲は困難である。
- ・ 各項目の示す数字は妥当な数字であると感じる。市町村への委譲ということ、児

童相談所で担っていたある部分を市町村が担うということで、市町村と児童相談所の関係がより密接になり連携していく必要があるということだと思う。

- ・ 相談・援助については、全体として軽度のケースを担当し、重度のケースは児童相談所が担当すべきとの考えが現れている。しかし、軽度のケースについても40%程度の市町村しか「適切」と回答していない状況であり、この案件に対する慎重な姿勢が現れている。「適切」と回答された項目の中で50%を越えているのは、「情報収集」、「情報提供」、「保健相談・援助（軽度）」に限られ、その中でも一番高い回答率を得たのは「保健相談・援助（軽度）」の57.5%である。市町村における専門職の配置として一番定着している保健師の活動範囲の項目でも57.5%である状況が、市町村委譲の適切性についての全国の市町村の意識を物語っている。一方、「どちらともいえない」の項目に着目すると、各項目で概ね3割から4割の回答となっており、一概に児童相談業務全般について不適切と認識しているわけではない。また、「不適切」と回答している項目に着目すると、「相談・援助」の重度に該当する各項目が各々25%強以上となっており、1/4の市町村で不適切と回答している他、「立入調査」以下の専門性の高いメニューについては、40~60%の回答となっており、否定的見解を示しているのは、力量と専門性の確保が困難と考えていることの現われと思われる。
- ・ 育成相談や養護相談、非行相談などは、身近な窓口である市町村役場が担うことが適切であると思われるが、委譲の適切性としては「適切」との回答割合が約40%と低位に感じられる。
- ・ 相談、援助ともに専門性を必要とする場合、市町村では専門職の配置が難しいことから、今後も関連機関と連携をとる形で進める方が良い。
- ・ 現状も昨年度の回答とあまりかわっていないと思う。
- ・ 虐待に関する事案、より高い専門性が必要なものに対して、市町村レベルで対応するのは難しいと思う。
- ・ 相談支援に関する情報収集に気を配り、関係機関への情報提供や情報交換が適切に行われるようになり、ケースへの関わりもやりやすくなった。
- ・ 職権一時保護、28条申立、一時保護については、「適切」というところが低いながらもある。しかし、これは児童相談所の機能として整理し、市町村はもっと早期に予防的な対応をするための制度の整備に力を入れてもよいのではないかと。潜在ケースの発掘は、市町村の仕事として考えるが、「どちらともいえない」、「不適切」をあわせて半数以上というのはどういうことか。
- ・ 市町村が実施しやすい内容と、児童相談所等の専門的な支援を要する内容とで、数値的な差が出ているように感じた。
- ・ 相談支援については、軽重度に関らず、市町村が一義的に対応すべきと考える。虐

待についても同様である。しかし、非行問題や虐待相談の重度なケースに関しては、職権の必要性が高く、現状のままが適切であると考えると同時に、施設等の社会資源が不足している市町村では、対応しきれないのが現状で、市町村に委譲した場合、市町村によっては温度差が生じてしまう恐れがある。

- ・ 各相談・援助の面で、専門的な人材等において、市町村で対応できないケースがあるのではないかと。
- ・ 市町村は役割として、虐待の通告先として位置付けられ、その数は伸びることがうかがえる。
- ・ 28項目中、9項目で「どちらともいえない」の割合が一番高い結果となっているが、回答する側が「どちらともいえない」と「わからない」の区別に戸惑っていたのではないかと思う。措置権が伴う項目は、やはり市町村では「不適切」と回答した割合が一番高い結果となって現れたのではないかと感じる。
- ・ 各相談とも軽度のもは適切とのことで賛成。「援助終了後のフォローアップ」は児童相談所の支援があれば、市町村で担うべき内容と考える。「潜在ケースの発掘」も市町村でこそできる内容ではないかと。
- ・ 相談に関する内容については、市町村委譲でも、適切となるが、やはり専門的な見極めにおいての処遇が必要な部分の委譲は市町村において現時点では不適切だと思うので表2のような数値は納得できる。
- ・ 相談支援に関する情報収集、軽度の相談、援助は市町村の対応で適切なものも多いが、内容が重度になると児童相談所へという流れが適切と考えられる。
- ・ 市民の身近な公的機関として、市への通告は早期発見をさらに可能にすると思われる。しかし、相談内容によっては、支援も市で行ったほうが良い場合と児童相談所が行ったほうが良い場合がある。ただし、虐待の親への通告は、まだ、児童相談所でないと親の受け入れは悪いだらう。虐待の取り扱いが市町村に委譲されたことが、まだ市民に周知しきれていない現時点では難しいと思われる。
- ・ その通りだと思う。
- ・ 身近なところで相談・支援できることが理想とは思いますが、現実にはそうは行かない。市町村と県等の連携強化を図り、市町村相談窓口も随時、整備する必要がある。
- ・ 適切、不適切の判断は同感。児童相談所が専門性を持って行ってきたことを市町村が担うのは難しいと思う。これから市町村職員の能力が高まっていけば対応可能と思うが、現状では難しく、その分対応できないケースがあるのではないかと心配である。
- ・ 相談（重度）の場合は適切と回答したものが少ない市町村では対応に苦慮していることが伺える。「一時保護」、「判定」、「心理療法」等専門性が求められる内容に不適切との回答が多い。対応の整備ができない背景があることが推測される。

- ・ 項目すべてにおいて「どちらともいえない」が多く、各市町村の現場の戸惑いの現れなのかと感じた。
- ・ 専門性の高い事業に対しては、不適切の%が高い。情報の収集とか提供に関して適切としている割合が高い。
- ・ 相談支援に関しては、市町村委譲でも、ある程度の機関が設置されていると思う。しかし、今まで中央児童相談所、ならびに療育関係の専門センター等に依頼し、処置をお願いしてきた点、虐待の一時保護、判定、心理療法においては市町村で対応できる設備、専門職の確保ができていない状況である。
- ・ 不適切と回答した項目で40%を超えるものが多く、市町村での対応の難しさを感じる。情報収集などは市民に近い市町村で行うことは当然であるが、市町村では判断し難いケースには国、県（児童相談所）の深い関与が必要であると思う。
- ・ 地域における児童虐待対応などは市町村が窓口となることで速やかな対応が期待できると思われ、ある程度市町村委譲に対しての理解は得られている。
- ・ 専門性が必要とされる内容については委譲されても実施不可能。年度が変わっても、対応援助の物的・人的資源がプラスの方向に変わらなければ無理だろう。
- ・ 保健相談については、市町村で適切に対応できている所が多いことが分かる。他の相談では、専門的、また、緊急時に対応することは難しいことが伺える。
- ・ 情報収集や情報提供の広報分野は、ほぼ適切だと受け止めている。障害・虐待・育成・非行・保健の相談・援助は、軽度のものについてはある程度、市町村への委譲で対応できるものと判断している。しかし、いずれも重度のものについては充分に対応しかねる状況がうかがえる。心理療法・判定等は専門的な資格・技能が必要とされるため、市町村は人材不足で委譲を阻んでおり課題である。
- ・ 身近な相談窓口が市町村にあるのは適切であると思うが、相談の内容に応じて、他の関係機関が関わってきて欲しいと思う。
- ・ 市町村段階での相談・支援は初歩的なものか、軽度の内容のものが中心と思われ、すべてについての市町村委譲については、まだまだ機が熟していないと思われる。
- ・ 不適切と思われる部分が共通している。
- ・ 市町村で実施するには、限界があり、対応するにはきちんとした体制で臨む必要がある。適切と思われている中で、一番割合の多い軽度の保健相談や援助はその通りだと思う。不適切と思われている判定や一時保護も調査結果通り適切ではないと思う。
- ・ 立入調査や一時保護は現実、市町村で行うのは難しいと思う。
- ・ 「親権の強い」日本の法律と児童福祉法の「児童を保護」するとの矛盾。この基本的なものが解決しなければ、委譲の適切性を述べる事は現場では難しく、保護と判定に不適切として数値が表れていると思う。

- ・ 通告先が明確にされたことによって、市民もわかりやすくなったのではないか。相談ケースの情報は市町村のほうが、県よりはるかに詳しい。ただ、ずっと住み続ける場所としては、ケースとの信頼関係はフォローが必要なケースほど必要であろうと思う。身近な市町村が関係を保つためにも、介入する場面は児童相談所に、フォローは町村が中心で良いと感じる。
- ・ 委譲に適切とする項目が少ないのは、体制の整っていない市町村が多いからではないか。
- ・ 市での対応については当然のことと思う。可能な限りは連携を図りながら対応していきたいと考えている。
- ・ 適性を考えると、内容や知識等のノウハウが充分でない。また、職員配置も市町村で異動等があり、専門に従事できる職員配置も必要と考える。
- ・ 各種相談援助においては、重度の相談については、市町村では専門の職員が配置されていないことから、不適切との回答が多く見られる。県の児童相談所との連携で対応しているが、いずれは市で専門職の配置が必要と考える。
- ・ 相談・援助の委譲について適切性があるとの回答は軽度であれば高いが、重度の場合は低い結果となっている。この点についてはうなずける。また、虐待の通告先を適切と答えた割合は高いが、立入調査を適切と答えた割合は低い。

6) 昨年度の調査結果（市町村委譲の可能性）を見て、感じること

- ・ 相談・支援に関する情報収集や情報提供、軽度の相談・援助や虐待通告の受理は既に市の窓口で行っている。ただし、相談内容によって担当窓口が異なる場合もある。重度の相談援助・措置権の伴うもの、判定・心理療法などは専門機関である児童相談所に対応するものと思われる。
- ・ 児童相談所が持つ権限については、市町村では対応が困難である旨の回答と思われる。
- ・ 「条件によってできる」と回答したパーセンテージが高い項目について、特に虐待や障害相談の重度のものについては、本当に市町村で対応できるのか危惧される。条件自体がかなり高いハードルを想定されての回答ではないかと思われ、実現化は困難ではないだろうか。
- ・ 市町村は住民に最も近いとはいえ、だからこそ私権の制限等に関する事務には手が出しにくい部分がある。一般的な事例には地域コミュニティの再構築などの手法で、特殊（重度）な事例にはケースに応じて児相や警察等が直接関与する手段が望ましいのではないかと考える。
- ・ 権限委譲を伴うか否かが如実に表れていると感じる。
- ・ 法改正により、市町村に窓口が設けられたが、市町村で対応できるのは、受付や軽

度の事例への対応が主であり、専門性を必要とする対応は依然として、児童相談所などの専門機関に対応願いたい。

- ・ 市町村委譲の可能性が10%以上と答えた項目については、市町村で適当と考える。
- ・ 家庭との関わりを持つ機会が多い市町村において行う支援としては、情報収集、軽度の相談、援助が効果的である。しかしながら、専門的な技術と知識を伴うものについては市町村の事務員が対応するのは困難であり、適切な対応ができない。市町村において相談体制を確立させるためには専門職の導入が必要不可欠である。
- ・ 一時保護、判定、心理療法等専門的継続的支援は職権や専門職員の配置などの面から実現は不可能。
- ・ 問3の回答と同様に、虐待の通告・その他軽度な相談援助については市町村が担うことで妥当と感じる。障害相談・養護相談・虐待相談・非行相談については、重度のものは、児童相談所で処理がなされることが妥当だと感じている。立入調査・職権一時保護・心理療法・専門的継続的支援・施設入所措置・里親関係については、権限やそのノウハウがないので、市町村では実施が難しい。引き続き児童相談所で実施するのが妥当。
- ・ 合併していない、できない町では委譲が大きな負担であり県へもう一度戻したい。
- ・ 相談をうけるのみならOKだが、次のステップを思うと市町村でうけることに不安が残る。
- ・ 「条件によってできる」の割合が大きいのは正直なところだと感じる。その条件も自治体により受け止め方がさまざまだろうと思う。
- ・ 一定以上の規模を有する市においては可能であっても、小規模な市及び町村においては、人材の確保、経済等の問題から専門性を要する相談への対応は困難がある。
- ・ 市町村委譲により、市町村相談業務の対応に苦勞している様子が伺われる。
- ・ 一時保護や28条申立、心理療法、里親、施設入所以外は「条件によってできる」という回答が予想以上に多い（「できる」も合わせると、重度ケースの相談援助も市町村でやっていこうという姿勢が一定見られると思う）。
- ・ 「市町村委譲の適切性」と同様の結果である。
- ・ 「できる」が少ないものは、問3と同じ理由と思う。
- ・ 小さな自治体にとっては専門性の高い業務を委譲することについて、適切とは言えないのではないかと思える。
- ・ 市町村の状況と都道府県の状況が正しく認識されていない。都道府県は無駄な人事配置が多い。余剰人員を現場へ。
- ・ 28条申立、立入調査権等、強制力の伴う権限については、表2の回答結果より幾分、「できない」の割合が多くなっていることから、深く現象を認識してのことであり、執行する立場になれば受け入れがたいと考えるためと思える。

- ・ 児童虐待相談や非行相談の重度のものについて、「不適切」との回答が多いため、児童相談所や関係機関との連携が不可欠と考えられる。
- ・ 市町村委譲の範囲には限度があると感じる。
- ・ 専門職員を配置できるかだと思ふ。
- ・ 当該ケースの関係情報を比較的入手しやすいところから、問題の社会調査ができ、関係機関との役割の調整と対応が可能。
- ・ より専門的な相談、立入調査や一時保護、心理療法等は、児童相談所、警察、専門医等との役割分担及び連携により、今後に対応すべきことであるとする。
- ・ 第一義的窓口として市町村が対応することになったが、町村の場合、人事異動で短期間で職場が変わるため、専門的知識を得た頃には異動しなければならないことが多く、継続して一定のレベルを保つことが難しいことにより、「重度」業務の「適切」数値が低いように思う。
- ・ 前述（問3の回答）のことが、かなりの市町村で訴えられているのではないかと思う。
- ・ 各機関が役割を持つことで可能になるのではないか。
- ・ 専門相談員の配属が必要。市町村は児童相談所のような専門機関ではないので、重度の相談、特に養護や虐待に関する相談は対応に限界がある。司法が関与してくるようなもの、専門的な判定や保護、入所等は職員体制から考えても不可能と思われる。
- ・ 専門的な知識や経験を必要とするもの（立入調査・一時保護等）はできないと答える回答が圧倒的に多く、今後、市町村での人材確保・育成が必要とする。
- ・ 市町村においても積極的に係わっていくという意識、意欲は感じられる。
- ・ 虐待相談については、専門性が求められ、市町村での対応が難しいと考えていたが、数字的にもこれが裏付けられており、他の市町村の担当者も同様に感じていることがわかった。
- ・ 市町村委譲の適切性と同じだと思ふ。
- ・ 小規模市町村では対応しきれない場合があり、福祉の公平性から県が対応すべき事業が多いと感じる。アンケートの結果はもっともだと感じる。
- ・ 市町村の人口規模などがわかれば参考になる。
- ・ 当市でも全く同感である。
- ・ 問3の回答と同様。当町においては人口3万人強で、町でできる事とできない事がある。先進地とは違う条件の中で、どう相談業務をしていくか、現在の課題である。
- ・ 問3と関連して「条件によって」ということではないか。しかし、立入調査以下の項目には困難な面が多い。
- ・ 各行政の人員配置状況等により異なるが、調査の結果、多いところに今後集中する

と思う。

- ・ 軽度又は第一段階の相談等の窓口としては、市町村でも対応可能と思われるが、重度のケース等については、対応のノウハウを持つ児童相談所や専門機関が関わらないと適切な対応ができないと思う。
- ・ 虐待相談については、専門スタッフのいない市町村は権限もないことから、難しいと感じている。
- ・ 問3と同じ事を感じた。
- ・ まずは市町村に対してどのような支援の準備があるか示されない状況では、回答がむずかしいと思われる。
- ・ 現実的にはわからないと思う。
- ・ 緊急や重要な件は、市町村では今のところ専門職を配置していないので対応できない。
- ・ 相談・援助等について軽度であれば対応可能と思われるが、重度及び専門的項目については福祉事務所を設置している自治体でなければ無理と考える。
- ・ 市町村単独は不可能。
- ・ 専門分野やマンパワーを多く必要とするものは難しいと思う。
- ・ 情報収集や保健相談・援助（軽度）等、現在していることについては、対応可能。しかし、現在していないことについては、条件によってもできないと思う。
- ・ 市町村委譲の適切性の問3と同じ意見である。
- ・ どんどん市町村に専門的な仕事が委譲されてくるのは心配。とても手が足りない。
- ・ 専門の相談員が常時いるような体制が望ましいと思う（解決が早い）。
- ・ 現状では、かなり厳しい部分が多いと思われる。
- ・ 条件を整えても、市町村においてはできることとできないことがある。
- ・ 初動対応については、市町村自らがとることは可能と思われるが、行政処分等にかかる部分は、法令整備をはじめ、都道府県、市町村間の協力が必須。都道府県も市町村の協力なしには、適切な対処はむずかしいだろうし、一方、市町村も都道府県の支援なしには活動しえない。
- ・ 子どもの人数が少ないので情報収集は可能である。
- ・ 小規模町村では困難な項目が多い。
- ・ 保健指導については各市町村の保健師で対応できるが、他の業務は専門スタッフの配置が困難。
- ・ 担当部署のやる気、規模によっては、やりたくてもやれなかったり、やるべきなのにやっていないところもあるだろうからなんとも言えない。
- ・ 対応可能な項目があると思われるが、それぞれの自治体での人員体制が整わないため、できないと記入したのではないか。または専門的知識を有する職員がいないため